

## 「公認心理師となる資格取得に関する履修要項」の留意点

-心理学コース学生のみ-

令和4年度の心理学コースカリキュラム改革により、大学における公認心理師となるために必要な科目の科目名や履修方法等が変わります。

よく確認し、履修する授業科目を間違えないようにして下さい。

「法文学部修学の手引」の下記頁について次頁に続く記載内容に留意してください。

平成31年度入学生・・・57頁

令和2年度入学生・・・57頁

令和3年度入学生・・・56頁

**朱書き部分**が変更箇所です。

付表第 7 (規則第 40 条関係)

公認心理師となる資格取得に関する履修要項

1. 大学における公認心理師となるために必要な科目

公認心理師法 (平成 27 年法律第 68 号) 第 7 条第 1 号及び第 2 号, 公認心理師法施行規則第 1 条の規定により, 大学における公認心理師となるために必要な科目について, 本学にて対応する科目は別表 1 の通りである (全て必修)。

(別表 1)

公認心理師科目	本学における対応科目
1. 公認心理師の職責	公認心理師の職責 *
2. 心理学概論	心理学概論
3. 臨床心理学概論	臨床心理学 (臨床心理学概論)
4. 心理学研究法	心理学研究法
5. 心理学統計法	心理学統計法
6. 心理学実験	心理学実験 *
7. 知覚・認知心理学	認知心理学 (知覚・認知心理学)
8. 学習・言語心理学	学習・言語心理学
9. 感情・人格心理学	感情・人格心理学
10. 神経・生理心理学	神経科学 (神経・生理心理学)
11. 社会・集団・家族心理学	社会心理学 (社会・集団・家族心理学)
12. 発達心理学	発達心理学
13. 障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学
14. 心理的アセスメント	心理的アセスメント
15. 心理学的支援法	心理学的支援法
16. 健康・医療心理学	健康・医療心理学
17. 福祉心理学	福祉心理学
18. 教育・学校心理学	教育・学校心理学
19. 司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学 *
20. 産業・組織心理学	産業・組織心理学
21. 人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病
22. 精神疾患とその治療	精神疾患とその治療 *
23. 関係行政論	関係行政論

24. 心理演習	心理演習*
25. 心理実習	心理実習*

#### 注意事項

- (1) 括弧付きの名称がある科目は、公認心理師法施行規則での「大学における公認心理師となるために必要な科目」の名称と本学での科目名称が一致しないものについて、対応する科目を明確にするために付け加えられている。
- (2) \*のついた科目は、心理学コース学生のみ履修可能である。
- (3) 「心理実習」については80時間の授業をもって2単位とする。また、履修に際しては別に定める基準による履修制限を設ける。
- (4) 「心理演習」については30時間の授業をもって2単位とする。
- (5) 実習にかかる費用は実費負担となる。
- (6) 令和3年度入学生については、「心理演習」「心理実習」「公認心理師の職責」は下記の基準による履修制限を設ける。
- ①「心理演習」
- ア) 履修時点で公認心理師資格取得及び対人援助職志望者に限る。上限30名。
- イ) 履修希望者数超過時は次による選抜を行う。
- 活用1のコース教員担当科目(下記)のGPA得点
- 「神経科学」, 「教育・学校心理学」, 「感情・人格心理学」, 「認知心理学」,  
「学習・言語心理学」, 「臨床心理学」, 「福祉心理学」, 「社会心理学」,  
「産業・組織心理学」, 「心理的アセスメント」, 「人体の構造と機能及び疾病」,  
「健康・医療心理学」
- ②「心理実習」
- ア) 公認心理師資格取得志望者に限る。上限25名。
- イ) 履修希望者数超過時は次による選抜を行う。
- ◎下記の科目を単位修得済であること
- 基礎科目; 「心理学概論」「心理学統計法」「心理学研究法」
- 活用1; 「神経科学」, 「教育・学校心理学」, 「感情・人格心理学」, 「認知心理学」,  
「学習・言語心理学」, 「臨床心理学」, 「福祉心理学」, 「社会心理学」,  
「産業・組織心理学」,
- 活用2; 「心理学実験」
- ◎「心理的アセスメント」(安部・米田・飯田・平田), 「健康・医療心理学」  
(米田), 「人体の構造と機能及び疾病」(米田), 「心理演習」(飯田・平田)の  
合計得点
- ③「公認心理師の職責」
- 公認心理師資格取得希望者に限る。「心理実習」を履修した者のみ。

(7) 本学における対応科目「公認心理師の職責」について：

①令和2年度以前入学生：

ア) 令和3年度までに「心理学コース基礎Ⅱ（公認心理師の職責1）」及び「地域心理支援論（公認心理師の職責2）」をいずれも履修した者は，R4年度新規開設の「公認心理師の職責」を履修する必要はない。

イ) 令和3年度までに「心理学コース基礎Ⅱ（公認心理師の職責1）」または「地域心理支援論（公認心理師の職責2）」をいずれか一方、もしくは両科目とも未履修の者は，R4年度以降に「公認心理師の職責」を履修する必要がある。

②令和3年度入学生：

R6年度以降（4年次）に本科目を履修すること。

以上